有料職業紹介事業（個人）　＜許可有効期間の更新＞

※事業報告書の提出漏れや変更届出書の提出漏れがある場合は、事前にその届出及び添付書類の提出が必要です。
※更新を行わない場合であっても、有効期間満了後に許可証の返納が必要です。

提出様式

①	有料職業紹介事業許可有効期間申請書（様式第１号）	原本1部	コピー２部
②	有料職業紹介事業計画書（様式第２号） ※複数事業所を同時に申請する場合、事業所ごとに作成	原本1部	コピー２部

添付書類

①	最近の納税期における貸借対照表及び損益計算書（所得税青色申告決算書） ※税務署の受付印のあるもの （電子申告の場合、国税電子申告・納税システムから受信した「受け付けた内容」が確認できるもの） ※白色申告又は簡易な記載事項の損益計算書のみ作成する場合は、青色申告決算書に換えて以下の書類 ・預貯金残高証明書 ・所有している不動産（土地・建物）の登記事項証明書及び固定資産税評価額証明書 ・負債がある場合は、金融機関の貸付金残高証明書	— 原本1部 原本1部 原本1部	コピー２部 コピー１部 コピー１部 コピー１部
②	最近の納税期における所得税の納税申告書（第一表） ※税務署の受付印のあるもの （電子申告の場合、国税電子申告・納税システムから受信した「受け付けた内容」が確認できるもの）	—	コピー２部
③	最近の納税期における所得税の納税証明書（その２所得金額用）	原本1部	コピー１部
④	職業紹介責任者講習会の受講証明書 ※更新申請日前５年以内に受講したもの	—	コピー２部

※上記書類の内容によっては、補足資料の提出をお願いする場合があります。

手数料等

①	収入印紙　　18,000円×職業紹介事業を行う事業所の数 ※収入印紙は郵便局等で購入	

提出期限

許可有効期間満了日の3か月前まで

●経過措置として、許可有効期間満了日が平成29年10月31日までは、満了日の30日前まで
　　許可有効期間満了日が平成29年11月1日から12月31日の場合は、平成29年10月2日まで

●許可有効期間満了日が平成30年1月1日以降から、満了日の3か月前までとなります。

※この期限までに提出がない場合、更新不可となりますので、ご注意ください。

留意事項

●各許可基準や財産的基礎に関する要件が不足する場合は更新不可となりますので、資産状況等の確認をお願いするとともに、月末は混雑が予想されるため、早期提出にご協力お願いします。
●その他ご不明な点は、大阪労働局需給調整事業部までお問い合わせください。

【更新時に特に注意が必要な事前確認事項】

（１）　「基準資産額※」が更新事業所数×３５０万円以上である。
（２）　更新申請日において、職業紹介責任者講習会を受講して５年以内である。
（３）　前年度（直近３月末日）までの「職業紹介事業報告書」を提出済みである。

※基準資産額＝貸借対照表における資産（繰延資産及び営業権を除く）の総額から負債の総額を控除した額